

クリーンエネルギーの

利活用と促進について



問 地球温暖化への危機感や、原油価格の高騰から太陽光発電、風力発電、バイオマスなどのクリーンエネルギーに対する関心が高まっている。

太陽光発電、日本では世界最大の発電量を誇っている。

導入も進み価格の値下がりから国の補助金制度も今年限りで廃止となる。

一方、森林廃材などの活用分野で、木質ペレットの工場が本格的創業に入り、ペレットストーブにも補助金制度を設けて拡大を目指している。

また、廃食用油は固めて捨てるのではなく、ディーゼルエンジンの燃料として有効活用されている。

この他にも雪氷熱利用、バイオマスエネルギー等がある。

更に電力会社では自然エネルギー普及促進のために

グリーン基金への加入参加を呼びかけ、太陽光発電や風力発電施設への助成や、環境教育に役立てている。

化石燃料、石油の利用も後40年とも言われている中、国、地方公共団体、企業、個人が連携しクリーンエネルギーの実用化に向けて行動を起こす時と考える。

町が取り組んでいる状況と、今後の対策について伺う。

- ①太陽光発電、現在の普及状況と、今後の推進計画は。
- ②木質ペレット、施設の暖房用として、ペレットストーブの導入の考えは。
- ③バイオディーゼル燃料として、廃食用油の改修事業への取り組みは。
- ④クリーンエネルギー住民意識と啓発運動パネルを利用した展示計画等は。

町長 ①北海道電力の調査によると、本年11月末現

在で、本町における太陽光発電の普及状況は、29戸となっている。

導入や、道の補助制度の活用について検討したい。

③給食センターでは、年間およそ4,000リットルの食用油を使用しているが、その処理は、無料でリサイクル業者が回収し、再生処理を行い、家畜飼料やボイラー用燃料として再利用している。また、各常設保育所では週1・5リットルから2リットル程度の廃油が

生じ、新聞紙に染みこませ「燃やせるごみ」として処理している。

④今後、新町にて新エネ及び省エネを含めた地球温暖化防止に向けた推進体制を確立した中で、啓発等の具体的な内容を検討し、国や道のソフト事業を活用しながら、パネル展などを含め、普及啓発活動を推進したい。



ペレットストーブ

※一般質問の質問内容及び答弁内容は要約してあります。

「軽度発達障害」の子どもたちへの 支援と「特別支援教育」について



問

文部科学省は、平成19年度を目指した特別支援教育のガイドライン思案を発表したが、それによれば、従来の特殊教育の対象を広げ、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して適切な教育指導を通じて必要な支援を行おうとしている。

このことに係わってLD

(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等「軽度発達障害」の子どもたちの実態について現状をどう把握しているか。

現場の声も含めて把握すべきと思う。

なお、これらについて過日、本町において関係機関が主催する十勝地区学習会が開催されたようであるが、関係者の関心の高まりが伺われる。

そこで文部科学省の言う

「特別教育」構想について、本町における実施内容を含めて見解を伺う。

「特別支援教育」は高い専門性が要求されると思うが、その仕事に携わる教職員、学校の研修及び調査を進めるべきと考えられる。

そのため一定の予算措置をすべきと思うが重ねて伺う。

教育長

「軽度発達障害」

の実態は、その状態の定義が医学的判断によることから、単純な行動判断などで教師が障害の有無を判断できないため、正確な人数の把握を行える状況にない。

各学校ではそれぞれ数人程度の軽度発達障害と思われる児童生徒が見受けられるが、担任教員がクラス経営の中で指導しているほか、学年別に協力体制を執り対応している。

本年度から2年間にわた

の特殊学級担当教員のみならず、その他の教員にも一定程度の基礎知識の習得が必要と考えられる。

平成17年11月に出された、中教審の、「特別支援教育特別委員会」での特別支援教育を推進するための制度に関する答申案では、教員の資質能力に関連して教員免許制度の見直しを挙げられ、「特別支援学校教諭免許」を設けて専門知識を研修し、指導方法や知識・技能を身につけることを目指すとしており、特殊学級担当教諭などが取得することを期待するとあるにとどまっている。

資格の取得や研修に関する計画も具体的に国、道から示されておらず、町独自での研修等に係る予算措置については、現在では難しい状況にあり、教職員の理解なしには実施できない事業でもあることから、本町においては平成17年度の幕別町教育研究所の主要な研究テーマとして取り上げ、調査研究を進めている。

現時点では国、道が特別支援教育の実現のための具

体的な教員の配置や学級編成基準などについて、その考えを示されていない状況であるが、教育委員会としては、学校や関連団体とも連携し、平成19年度の円滑な実施に向け取り組みたい。



自治体におけるメンタルヘルスへの取り組みについて



問 21世紀に入り、時代は大きく変化、複雑化している。

公務員の職場も例外ではなく、地方公共団体に求められる役割が多種多様化する中で、職員の精神的負担やストレスは増加している。

OA化の進展や仕事の増加・専門化、そして人間関係の変化などからくる、職場不適応といった「心の病」や、「健康問題」を抱える人が増えている。

職場におけるメンタルヘルスへの取り組みは、疾病対策・病人対策だけではなく、むしろ心の健康を増進し、明るく活力に満ちた職場づくりを推進する事にある。

そこで、町のメンタルヘルスに対する取り組みについて伺



職員研修の様子

う。

- ① 教育・研修について。
- ② 健康相談について。（保健衛生活動及びカウンセラーなどの人材確保を含む）
- ③ アフターケアの指導について。（職場復帰の支援活動を含む）
- ④ 担当者の役割について。
- ・ 職場管理者の役割
- ・ 人事担当者の役割
- ・ 保健医療担当者の役割

⑤ システムづくりについて。

- ・ 一般職に対して
- ・ 消防職員に対して
- ・ 教職員に対して
- ⑥ 管理監督者の役割について。（メンタルヘルス活動が成果を上げるか否かは、部課長の働きにかかっている）
- ⑦ 管理監督者自身の心の健康について。（上司の精神的不健康は部下のストレスになる）
- ⑧ 職場のストレス対策について。

⑨ 町長 ① 平成15年度から3年連続し、全職員を対象に「メンタルヘルス」について取り組んだ。

平成17年度については、12月1日、2日の2回に分けて実施し、参加者は約100名で「心の病」の状況や兆候、メンタルヘルスチェック、その対応と職場復帰に向けてなどを学んだ。

② 相談が必要と感じた場合、又相談をしたい場合は総務課と保健師が連携し対応する。

専門的相談が必要な場合は専門の医師を紹介し診察を受けるよう勧めることも

に職場では相談しづらいことも考えられ、市町村職員共済組合が実施する「ファミリー健康相談」や北海道の「いのちの電話」などの利用も周知している。

③ 担当の医師から指導を受け、職務遂行能力の順調な回復を図るべく、時間的勤務など状況に合わせた対応と、職場内の異動などを考える。

④ 「職場管理者の役割」は、職員個々の健康状態の把握や部下のストレス状況の改善、業務内容の調整である。

「人事担当者の役割」は、研修機会の企画、職員個々の健康相談に応じたアドバイスやバランスの調整、職場管理者からの報告に基づき対応が役割である。

「保健医療担当者の役割」は、職員個々の健康相談に応じたアドバイスや職場管理者への指導助言である。

⑤ 「一般職及び消防職員」については、職場内に労働安全衛生法に基づき、町職員衛生委員会を設置し、委員会の意見を聞きながら体制づくりを進めている。

「教職員」については、校長、教頭を中心に悩みなどを気軽に相談できる環境づくり心がけ、町の相談員やスクールカウンセラーが教職員の相談にも対応し、北海道の「職員相談室」、北海道教育委員会の「心の健康相談」が電話での相談窓口となり教職員のサポートをしている。

⑥ 職場全体の勤務環境の整備や職場復帰の支援、再発防止対策などが役割である。

⑦ 課題を自分自身で抱え込まず、身近により相談相手を持ち、職員との交流が一番の心の健康保持の秘訣であると考え。

⑧ 役場内には消防職員も含めた全職員で組織する「職員交友会」があり、元気回復事業を実施し、各職場を中心に計画的な年休の取得、リフレッシュなどストレスをため込まないよう指導をしている。

十勝町村行政のあり方検討会と 十勝一市構想について



問

幕別町は忠類村と来
年2月6日に合併し、
新しい幕別町として出発す

ることになる。

合併まで2カ月を切り、
理事者をはじめ町職員にお



いては無事合併が成立し、
スムーズに新町がスタート
できるよう真剣に取り組ん
でいることと思う。

又、そのように期待して
いるところである。

さて、先月11月、新市町
村合併特例法を受け市町村
合併構想の策定を目指す北
海道により地域の意見を聞
く目的で地域懇談会が開催
され、それを受け開かれた
「十勝町村行政のあり方検
討会」において、「おおむ
ね10年以内を目安として十
勝一市」を目指す構想が示
されたとの報道があった。

この報道やその後の様々
な他町村の、この問題に対
する報道により町民の中に
は、忠類村との合併直前に、
十勝一市の話があるのはど
ういう事かと少なからず動
揺が広がっている。

合併を目前にしたこの大
切な時期に遺憾なことだ
と思う。

町長はこの件に関して早
急に町民に対してこの問題
に対する考え方を説明する
必要があると思うがどうか
伺う。

町長

十勝一市構想は、
十勝町村会が先月策定した
「十勝地区グランドデザイン」
において、現在、北海道が
合併新法に基づき策定作業
中の「合併構想」に地域の
意向を反映するため、道内
の地区町村会ごとに策定し、
北海道町村会が集約の上、
北海道に提出するものであ
る。

「十勝地区グランドデザ
イン」、「十勝管内町村は、
旧合併特例法に基づき、合
併論議を進めてきたが、合
併が成立した2町村を除き、
それぞれ議会や住民の合意
を得て自主・自立を選択し
た経緯があり、再度の合併
協議は当分の間、時間を置
く必要がある」とした上で、
「十勝地域は地理的にも、
行政エリアも、生活経済圏
も一つであり、一次産業を
基幹に発展してきた地域で、
帯広市を中心とした「十勝
一市」を概ね10年以内を目

標に、人口36万人の道東の
拠点都市を目指す」となっ
ている。

十勝一市構想は、概ね10
年以内という目標期限が明
示されているが、中長期に
わたる構想であり、合併に
よる新たな町づくりをすす
めていく幕別町とは、必然
的に異なってくるものと思
う。

町村会の検討会議の場
において、「十勝一市構想を
否定するものではないが、
まずは、合併による新しい
町づくりに専念したい」旨
を申し上げた。

本町にとって、今最も重
要なことは、合併後の町づ
くりであり、両町村の住民
の皆さんが、合併して本
町によかったと思える新幕別
町の町づくりに全力を傾注
したい。

過日開催された地区別公
区長会議においても、十勝
一市構想にかかわる検討経
過を含め説明し、今後にお
いても、機会を捉えて町民
の皆さんにお話させていた
だきたい。

新町における少子化・

子育て支援について



問 少子化の進行による人口減少が始まりつつある中、本町は幸運にも人口増加という状況だが、減少傾向への不安と懸念は拭えない。

人口減少となれば、労働人口の減少による経済の低迷、社会保障制度の根幹を揺るがし、社会の活力に大きな影響を与えかねない。

そのような状況の下、国は、国や地方公共団体、企業に子育て支援への責務を規定し、本年実施された「少子化対策に関する子育て女性意識調査」でも、出産・子育てへの支援について強い要望があった。

来年2月の忠類村との合併を控え、新町として最初となる来年度予算編成における少子化対策及び子育て支援策の考え方について町長の見解を伺う。

町長 忠類村との合併協議の経過を尊重し、各種意

識調査の結果を踏まえ幅広い住民ニーズに答えられるような施策の充実を図る方針で臨みたい。

具体的にはこれからだが、保育所の保育時間の延長、不妊治療に対する支援、妊産婦検診助成の拡大など、子育て家庭をはじめ、これから子どもを産もうとされ

ている方への支援についても、現在検討をしている。

本年度、道の補助を受け実施した、地域子育て力強化事業、「すきやき隊」については、非常に好評であることから、道の補助は本年度のみだが、新年度も引き続き行いたいと考えている。

ジュニアスクールについて



問 子どもたちにとって、基礎学力のための学校教育と、自然科学・風俗・文化等学校では学べない社会教育がバランスよく受けられる教育環境の整備・充実が重要と考える。

本町では「人を思いやる、心豊かな人づくり」を教育の理念に掲げ、様々な体験や経験を通して子どもたちの知識と教養を伸ばすための「ジュニアスクール」事

業を展開しているが、現状と来年度以降どのように工夫改善および拡充を図っていくのか所見を伺う。

教育長

本町では「ふるさと館ジュニアスクール」と「ジュニアサタデイスクール」の2つのジュニアスクールを開設している。

「ふるさと館ジュニアスクール」は、昭和60年から運営され、小学5年生から

2年間継続で、月1回のプログラムで、1学年の定員は35名となっており、ここ数年の応募者は定員とほぼ同数のため、希望者全員が参加している。

「ジュニアサタデイスクール」は学校週5日制完全実施に伴い、学校が休みになった土曜日に自由に参加できる場として、平成14年度から実施し、図書館、百年記念ホール、町民会館、スポーツセンター等の社会教育施設を活動の場として、昨年度は延べ195回開設し、2,257人の参加があった。

運営面では、ふるさと館ジュニアスクールはふるさと館事業委員会が、ジュニアサタデイスクールは、読書サークルやスポーツ団体が



ジュニアスクールでの稚魚放流の様子

がボランティアで実施をしている。

子ども達の土曜日の過ごし方は実に多様であり、今後、社会教育施策として、直接行っている事業についても、子ども達の興味や関心を的確に捉え、子どもの居場所という観点と同時に、大人と一緒に参加できる機会を広げ、子どもが親子、家族と一緒に楽しむ時間とすることを基本に、再構築していきたい。

忠類地域については、ふるさと館ジュニアスクールの、来年度4月からの開所について、忠類小学校の先生方に事業についての説明を行い、ジュニアサタデイスクールについても、来年度、忠類地域での実施に向け検討をしている。

災害対策について



問 近年、世界各地で想定外な大規模災害が発生している。

地域の方々が災害時に共働・連携するためには、行政としてのリーダーシップが不可欠である。

また、住民には災害に対する意識を持つための啓発が必要である。

① 公区として、防災に対する取り組みに差が生じているようだが、今後どのように啓発していくのか。

② 災害時の行政と公区（地域）の役割をどのように考えているのか。

③ 職員の災害対策マニュアルはあるのか。あるのであればどのようなものか。災害が発生して庁舎に集合するのは二次災害につながるのでは。

④ 万一備品が不足した場合どのような方法を考えているのか。

⑤ 6,000食のアルファ米は賞味期限前に更新す

ると思うが、古くなったアルファ米はどのように処理をされているのか。

⑥ 行政で管理するデータが大規模な災害により破損する恐れがある。

どのような対策をとっているのか。

また、今後どのように考えているのか。

地域イントラネット基盤整備事業により、幕別・札内・忠類の3カ所で管理で



災害用備蓄米

きるのではないのか。

⑦ 停電・電話線の断線等の時、通信網はどのように確保するのか。

携帯電話用電池・衛星電話の備えは。

防災無線の考えは。

町長

① 平成16年3月に「防災のしおり」を各家庭に配布するとともに、広報にて防災の重要性を周知し、今後も、様々な機会を活用し、先進的な公区の事例紹介や、災害に対する危機管理意識の高揚、防災対策の意義について啓発を行いたい。

② 行政が住民の生命と財産を災害から守ることは重要な責務であり、被災者の救出、収容、救護、生活物資の支援、道路や水道などのライフラインの復旧などに努める。

災害時の被害を軽減するには、被災直後の対応が必要であり、火災の初期消火、被害者の救助と応急手当てなど地域住民相互による援助活動が重要であり、各公区が活動の中核的役割を担うことで、一層実効性が上がるものと思う。

③ 幕別町地域防災計画にて、地震や大雨による災害の発生する恐れがある場合や発生した場合の非常配備体制の基準、組織及び業務分担を定めている。

二次災害についてはできる限り遭わないよう意を用いたい。

④ 不足した場合は、幕別町商工会や北海道及び他市町村と災害時に食料及び衣料品などの日常生活に必要な物資の支援を頂く内容の協定を締結している。

⑤ 賞味期限が切れる1、2カ月前に、町内公区の防災

訓練や、社会福祉協議会のイベント時に試食したり、十勝水防訓練や北海道防災訓練時に使用している。

⑥ 電算管理しているデータは電算室に設置しているサーバー機器に保存し、毎日、磁気テープに複製し、耐火キャビネットに保管している。

電算管理していない戸籍は耐火キャビネットに保管している。

その他文書等も、今後、電算文書管理システムの導入などについて検討したい。

⑦ 停電時は、無停電電源装置と自家発電装置により対応し、電話線断線時は、消防無線や衛星を使用する北海道総合行政情報ネットワークにより通信網を確保する。

住民への情報伝達は、広報車の活用や郵便局、町内コンビニエンスストアと締結した防災協定に基づき災害時の情報交換体制を活用する。

災害時の携帯電話の活用は、引き続き内部で検討する。

「品目横断的経営安定対策」 についての行政の対応は



問 平成17年3月に閣議決定された「新たな食料、農業、農村基本計画」

において、重要施策の一つとして、平成19年度から品目横断的経営安定化対策（日本型直接支払い）が導入される。

この対策は、従来の価格対策から所得対策への転換であり、これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、担い手に対象を絞り経営全体に着目した対策に転換する事で、農政を根本から見直すものである。

この新対策は、本町の基幹産業農業や農業者にとって大きな影響がある。

行政としても早急に対策を講じ、周知徹底を図るべきである。

どの様に対応を行うのか以下の点について伺う。

①品目横断的経営安定対策の概要について。

②本町の認定農業者の資格要件。

③現在の農業者数及び認定農業者数について。

④幕別町農業経営基盤強化基本構想の目標所得水準及び所得水準の見直しについて。

⑤農協、農業委員会、農業振興公社や関係機関との連携について。

⑥今後どの様に周知していくのか予定について。

町長

①国からの交付金の対象者は農業経営化基盤強化促進法に基づく「認定農業者」で、かつ北海道内の場合、10ヘクタール以上の農地を耕作していることが条件である。

特例として、10ヘクタール未満でも、農業所得が市町村の策定する基本構想の半分を超え、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯5品目、いわゆる対象品

目の収入、所得又は耕作面積のいずれかが概ね3分の1以上の場合、特例に該当する。

②本町の基本計画における水準は年間農業所得目標が700万円程度で、かつ年間労働時間が2,000時間程度をクリアすることが要件となっている。

③農業者数は平成12年の農業センサスによる農家戸数では636戸、認定農業者は平成17年11月末で366戸である。

④北海道の基準が700万円となっており、それを480万円にする動きもあることから、本町としても、今後検討したい。

⑤農業委員会、農業振興公社など、今後も十分な連携を図り、各農協との情報の共有を含め協調することが、生産者にとって非常に重要と認識しており連携を密にしたい。

⑥おしらせ広報をはじめ、あらゆる手段を通じ周知啓蒙を図りたい。



小麦の収穫の様子

地方分権と今後の 教育行政の在り方について



問 地方教育行政の役割は、子どもたちの明るい将来を拓く事であり、

そのためには子どもたちに

「わかる授業」「楽しい学校」

を保障し、教職員には「働

きやすい職場」を用意され

なければならない。そして、

子どもたち・保護者・教職

員の声をよく聞き、教育環

境整備に努力することが求

められる。

平成11年7月、地方分権

一括法の成立により地方教

育行政と学校現場が大きく

変わろうとしている。

本町においては、教育委

員会関係者が、旧来の行政

慣行から脱却し、改正法令

の主旨と可能性を最大限に

活用し、地域の教育行政施

策に、主体的・積極的に取

り組んで来たことは、高く

評価されることである。

こうした中で、小泉内

閣の構造改革路線は、まさ

に「平成の教育制度の大改

変」をもたらそうとするものであり、その集大成的状況にある。

戦後教育の象徴とも言える

教育基本法の改悪が画策

され、戦後教育の根幹を成

してきた「義務教育費国庫

負担制度」がなし崩しにさ

れようとしている今日、よ

り多様で柔軟な教育を実現

教育長 教育現場においても、時代の変化に対応し、

するために、教育の地方分権を押し進めると共に、主体性のある学校運営など、現場の自主性を存分に生かして行ける教育改革が必要と考えるが如何か、所見を伺う。

地方分権を一層推進していくために、国、道、市町村の役割分担を見直し、それぞれの立場で、責任の所在と業務内容などの明確化をはかり、強固な協力体制を築くことが重要な要素と考える。

中央審議会の答申にあるとおり、義務教育制度の根幹の機会均等、水準確保、無償制を補償、維持し、国が責任を持つて費用負担をすることなどの検討事項について、その動きを見守りたい。

教育改革の必要性は、義務教育の中心的な担い手は学校であり、その教育環境を守るため、国は義務教育の根幹を保障し、都道府県は区域での広域調整を図り、市町村は協力して学校を支え、町と学校がより大きな権限と責任を担う仕組みに改革する必要があると考える。

具体的には、市町村や学校が、個々の判断で、その学校や地域に合った主体性のある学校経営案を計画し、地域や学校の環境を生かした特色ある教育活動を実践

し、学校現場における自主性が発揮され、成果を上げている。

各学校においては、学校評価制度に早くから取り組み、内部評価のみにとどまらず、保護者や学校協議員から外部評価も行い、学校の課題を明確化し、地域性などを考慮した学校運営に多いに活用している。

次代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく生きるための資質、能力を確実に身に付けさせることができよう、調和のとれた教育の実現に全力を尽くし、教育改革の波に押し流されることなく、かつ教育改革の波に乗り遅れることなく、着実な教育行政の推進に努めたい。



障害者自立支援法

について



問 障害者福祉制度は、2003年4月に措置制度から障害者本人が利用したいサービスを決め、サービス事業者を選んで契約する支援費制度に変わつた。

2年経過し制度が定着しつつある中で2005年10月に、サービスの利用料が原則一割負担となり障害が重ければ重いほど負担が増える、応益負担の障害者自立支援法が成立した。

応益負担の導入は、障害を自己の責任とする考え方であり、誰も好んで障害をもったわけではない。

障害者が普通の暮らしをするために公的な支援を充実させていくことが必要である。

支援法は、逆に障害者に負担を重くし国の福祉制度を後退させるものである。市町村に対しては、3年を一期とする障害福祉計画

の策定が義務付けられる。従つて、次の点について伺う。

- ① 障害者の一割負担の影響は。
- ② 低所得者に対する利用料の減免措置を行うこと。
- ③ サービスの必要量に見合う基盤整備を行うこと。
- ④ 地域生活支援事業の計画は。
- ⑤ 障害福祉計画は障害者の実態を把握して策定していくこと。

町長 平成17年10月の状況では全利用者59名中21名で、約12万7,000円の負担増が見込まれ、一人当たり約6,000円の増となる。

②国の負担軽減策が確定した後、具体的な影響額を見極め検討しなければならぬが、本法律の理念を尊重するには、本町独自の減免措置は、現在の状況では難

しいと判断する。

③障害福祉計画に基づき、国及び北海道と連携し必要な整備を促進していく。運営主体の規制緩和をはじめ、運営基準、施設基準の緩和が予定されていることから、積極的にNPO法人等の参入を働きかけたい。

④平成18年10月から市町村の実施義務が課せられ、新たに、相談支援、コミュニケーション支援、地域活動支援、地域の地理的条件や社会資源の状況により、柔軟な形態が可能とされてい

福祉灯油の拡充を



問 石油の高騰は、国民の暮らしに深く影響を及ぼし厳冬期を迎える北海道では、一世帯2万円から3万円の負担増と試算され所得の低い世帯の負担割合はさらに高くなる。

町では、社会福祉協議会で低所得世帯の支援を行っているが、灯油高騰は暮らしを圧迫する状況であり拡充を講じるべきと考え伺う。

る。

これらの事業は、本町独自で対応できるものや、専門的な知識、技術を必要とするため、サービスを提供すること業者に委託するなどの方法を用いて支援事業を行っていきたい。

⑤国が示す基本方針等をもとに対象者となる障害当事者や家族の意見を十分に聞き、さらにサービス提供者との調整を密にし、計画策定に取り組んでいきたい。

町長 寒冷地特有の問題であり、低所得者世帯には切実な問題であると認識している。

現在、道内においては、192市町村のうち、実施しているのが48市町村。さらに平成17年度に事業を廃止又は廃止を検討中の町も7つある。十勝管内では、20市町村のうち実施しているのは5市町村のみという実態である。

今後、事業内容等を精査しなければならぬが、現在のところ、支給対象者及び支給量とも現行の水準を保ちながら、制度を維持していけるかどうか、社会福祉協議会とも十分相談したい。



大型店の無秩序な進出を 許さない「まちづくり条例」 の制定を



問 幕別町において大型店「イオン」の進出

が浮上しているが全国で大型店の進出が今、問題となっている。

全国の小売業の売場面積に占める大型店の割合は年々

増加し、8割という地域も生まれている。

身近な商店街がなくなり、又、大型店自身も撤退するなど「まち」そのものが空洞化する事態も生まれ、住民の暮らしにも深刻な影響

を与えている。

既存の「まちづくり三法」では歯止めにならず、地域独自の仕組みづくりが必要。金沢市、京都市などでは情報公開、事前協議などを条例化することで成果をあげている。大型店の身勝手を許さず、地域の中小店の値打ちが発揮される「まちづくり条例」の制定が必要。

町長 依田地区、中でも特に札内新道沿線の土地利用は、第4期総合計画の施策の方向、平成15年に策定した都市計画マスタープランの地域別構想でも、開発を主眼とした位置付けをしている。今回の開発計画は、町の総合計画や都市計画マスタープランを逸脱したものではなく、雇用の拡大、

地場農産物の販路拡大等、開発に伴うメリットもあると思われ、こうした大型店の進出を期待する町民の声も多く聞かれる。

反面、町商工会などから、大型店出店に反対する要請書も頂いている。

計画の内容が具体的に詰まってきた段階において、商工会や関係機関にも相談し幅広く意見を伺い、総合的に判断したい。

現段階においては、条例を制定する考えはない。

「国民保護法」と「国民保護計画」について



問 武力攻撃事態法に基づき、2004年6

月に国民保護法が制定された。

国は具体化として、2005年度末までに、都道府県、2006年度中には市町村段階の「国民保護計画」づくりを求めている。

「国民保護計画」は地方自治体を戦争協力の下請け機関にするなど、多くの問

題点がある。

①米軍や自衛隊が主導するところに特徴があり真に国民を守るものではない。

②地方自治体や公共機関、その労働者を動員。

③国民の自由と権利を侵害する。

④有事を具体化するのではなく、有事をおこさせない平和的努力こそが必要。

町長の考えを伺う。

町長

①から③の質問については、国の基本的な政策に関わるものであり町として意見を申しある立場にはないと考えるので理解を頂きたい。

④世界の平和を願う心とそのため努力することが大切であることについては、意を同じくするものである。



大型店の進出が予定される札内新道

介護保険法の

改正について



問

介護保険法が改正され、平成18年4月より新内容となる。

めまぐるしく変わる制度に、利用者から、このまま利用できるのか、保険料は上がるのか等不安の声が寄せられている。

必要な人が安心して利用できるような点を伺う

①第3期総合計画の取り組み。

②包括支援センターの内容と体制について。

③地域支援事業の利用者負担は。

④新予防給付実施による施設等利用制限は生まれるのか。

⑤保険料の改定案は。

⑥利用料、保険料の負担軽減の実施。

⑦認定者のアンケートについて。

町長

①「介護保険運営委員会」に諮問し、協議を

している。今後、協議会の答申を頂き平成18年3月までに計画を策定したい。

②介護予防事業及び新予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務となっている。

体制については包括的支援業務を適切に実施するため、社会福祉士、主任介護支援専門員（仮称）及び保健師の3職種を配置し、3名体制で平成18年4月1日設置に向け事務を進めている。

③現在実施している事業は、一部材料費等の実費を除き、原則無料で実施しており、現在と同様、無料で実施する方向で検討している。

④経過措置として、平成20年度末までの3年間は引き続き施設入所ができる。

⑤国が示した基準をもとに試算すると、基準保険料は概算で3,300円〜3,400円になると見込まれる。

⑥国の基準に合わせ見直しをした中で、継続して実施したい。

保険料は、低所得者に配慮し、現在の5段階のうち

国介護報酬の改定等により今後、変動することが考えられる。

職員定数の適正化と

臨時職員の待遇改善を



問

職員の削減計画が進められているが、保育所では54人中27人が臨時職員であり、待遇もボーナスカット等後退している。

適正な職員の配置と、臨時職員全体の待遇改善を行うべきである。

町長

保育士の配置には乳幼児の数や障害児の対応

第2段階を細分化し、軽減を図りたい。

⑦第3期介護保険総合計画の策定に当たりアンケート調査を実施した。

この結果を基礎資料とし、計画策定の参考としたい。



などの要素が大きい。

将来的に保育所の民営化等も検討していかねければならない時期であるが、正職員を増員することは難しい状況にある。

臨時職員の待遇は、要綱等に定められており、規定に沿って適切に対応しているが、今後とも十分に意を用いながら対応したい。

少子化

対策を



問

深刻な少子化現象が進んでいる。

町はこれまで「エンゼルプラン」や「次世代育成プラン」を立て、少子化対策としてきたが、少子化対策の基本として特に「子育てにかかる重い経済負担の軽減」、「仕事と子育ての両立」の対策が必要である。

早急に少子化対策の計画を持ち、これらの支援策を講ずるべきである。

町長

少子化対策計画を策定する考えはないが、これから子どもを産み育てる方や、子育て家庭の支援のため、新年度予算編成において「子どもを安心して産み、育てる環境の充実を図る」という方針で少子化対策に取り組んでいきたい。

